

保介第 2418 号
平成 31 年 3 月 25 日

各介護保険施設 施設長様
各介護サービス事業所 管理者様

福岡市保健福祉局高齢社会部介護保険課長

身体拘束廃止未実施減算の取り扱いについて（注意喚起）

平素から、本市保健福祉行政の推進について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成30年度介護報酬改定において、居住系・施設系のサービスについては、身体的拘束等の適正化の強化が求められ、身体拘束廃止未実施減算の新設及び見直しが行われたところです。
このたび、市内事業所において、身体的拘束等の適正化の取組みが適切に行われていない事例が多々見受けられましたので、下記のとおり、適切な取組みについて改めて周知します。
なお、本市では、今後下記 1～4 の取組みのいずれか一つでも満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象と取り扱いますので、各施設・事業所におかれましては、遺漏なく対応していただきますようお願いいたします。

記

1 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録

身体的拘束等実施時においては、日々、身体的拘束等を開始又は解除する際に、その実施する身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、完結の日から5年間保存してください。

※「緊急やむを得ない」とは「一時性・非代替性・切迫性」のいずれにも該当する場合を指します。

〈不適切事例〉

- ・身体的拘束等を実施しているにもかかわらず、上記の記録が残されていない日や期間がある。
- ・緊急やむを得ない理由についての日々の記録が残されていない。

2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、「身体拘束廃止委員会」とする。)の開催

身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等の実施がない場合でも、3か月に1回以上開催してください。また、その記録を残すとともに、その結果について、介護職員その他の従業者へ周知してください。

〈不適切事例〉

- ・身体拘束廃止委員会が3か月に1回以上開催されていない。(委員会開催の間隔が4か月以上空いている。)
- ・身体拘束廃止委員会の議事録が整備されていない。

3 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

身体的拘束等の実施の有無に関わらず、施設または事業所における、身体的拘束等の適正化のための指針を整備してください。なお、指針には次の項目を盛り込んでください。

- ①施設（事業所）における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体拘束廃止委員会その他施設（事業所）内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設（事業所）内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者（入居者・利用者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

〈不適切事例〉

- ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。

4 身体的拘束等の適正化のための研修

身体的拘束等の実施の有無に関わらず、介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施してください。

〈不適切事例〉

- ・身体的拘束等の適正化のための研修が年2回以上実施されていない。
- ・新規採用時の研修の内容に身体的拘束等の適正化についての内容が盛り込まれていない。
- ・研修の実施内容の記録が残されていない。

◇参考◇

身体的拘束等の適正化に関する見直し内容（平成30年度介護報酬改定）

II - ⑥ 身体的拘束等の適正化の推進

○ 身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

各種の施設系サービス、居住系サービス

○ 身体拘束廃止未実施減算について、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率を見直す。

<現行>
 身体拘束廃止未実施減算 5単位/日減算

➡

 <改定後>（※居住系サービスは「新設」）
 10%/日減算

【見直し後の基準（追加する基準は下線部）】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

（第158回社保審一介護給付費分科会「平成30年度介護報酬改定の主な事項について」より抜粋）

福岡市 保健福祉局 高齢社会部
 介護保険課 施設指導係
 TEL 092-711-4319
 FAX 092-726-3328